

広島県告示第993号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条の規定によって、公有水面埋立ての竣功を次のとおり認可した。

平成24年12月25日

広島県知事 湯 崎 英 彦

1 竣功認可年月日

平成24年12月11日

2 竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名

(1) 名称及び所在地

広島市中区基町10番52号

広島県

(2) 代表者の氏名

広島県知事 湯 崎 英 彦

3 埋立区域

(1) 位置

(A箇所)

江田島市大柿町大字深江字下郷2011番9及び2009番6に接する道の地先公有水面

(B箇所)

江田島市大柿町大字深江字田中1467番12に接する道、1453番13及び1453番17の地先公有水面

(2) 区域

(A箇所)

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑩の地点を結んだ線により囲まれた区域

①の地点 江田島市大柿町大字深江字小堤196番地の国土地理院四等三角点「深江」（北緯34度09分38秒1963，東経132度27分01秒2302，標高122.69m）
（以下「基点」という）から334度39分22秒 530.01mの地点

②の地点	①の地点から	314度03分31秒	6.93mの地点
③の地点	②の地点から	227度35分37秒	5.14mの地点
④の地点	③の地点から	226度22分49秒	5.05mの地点
⑤の地点	④の地点から	225度43分04秒	5.08mの地点
⑥の地点	⑤の地点から	224度42分20秒	5.09mの地点
⑦の地点	⑥の地点から	223度34分37秒	5.10mの地点
⑧の地点	⑦の地点から	222度45分31秒	2.04mの地点
⑨の地点	⑧の地点から	221度35分30秒	5.33mの地点
⑩の地点	⑨の地点から	220度17分15秒	5.25mの地点

⑪の地点	⑩の地点から	218度39分48秒	5.09mの地点
⑫の地点	⑪の地点から	217度17分13秒	5.08mの地点
⑬の地点	⑫の地点から	217度52分51秒	5.07mの地点
⑭の地点	⑬の地点から	216度35分50秒	5.04mの地点
⑮の地点	⑭の地点から	216度07分11秒	5.03mの地点
⑯の地点	⑮の地点から	215度32分59秒	3.87mの地点
⑰の地点	⑯の地点から	144度51分45秒	1.03mの地点
㉕の地点	⑰の地点から	58度31分54秒	9.70mの地点
㉖の地点	㉕の地点から	26度07分54秒	1.77mの地点
㉗の地点	㉖の地点から	36度37分39秒	5.72mの地点
㉘の地点	㉗の地点から	42度23分03秒	2.48mの地点
㉙の地点	㉘の地点から	42度35分38秒	3.34mの地点
㉚の地点	㉙の地点から	44度32分28秒	8.57mの地点

(B箇所)

次の各地点を順次結んだ線及び⑱の地点と㉔の地点を結んだ線により囲まれた区域

⑱の地点	基点から	336度39分59秒	547.57mの地点
⑲の地点	⑱の地点から	177度45分27秒	4.98mの地点
⑳の地点	⑲の地点から	228度03分21秒	4.66mの地点
㉑の地点	⑳の地点から	227度22分39秒	4.99mの地点
㉒の地点	㉑の地点から	226度48分46秒	5.54mの地点
㉓の地点	㉒の地点から	134度04分23秒	6.86mの地点
㉔の地点	㉓の地点から	46度26分10秒	19.64mの地点

(3) 面積

(A箇所)

375.71平方メートル

(B箇所)

137.19平方メートル

合計

512.90平方メートル

4 埋立免許の告示の年月日及び番号

平成22年10月28日 広島県告示第848号

(平成22年10月21日付け指令港振第91号で免許)

5 法第22条第3項の市町名

江田島市